令和７年度
「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」
助 成 申 請 要 項

1. 趣　旨

数年前から顕著となってきている物価高騰の波は、令和７年度に入っても収まるところを見せず、食料品や光熱水費の値上がりにともなう経済的困窮や、周りの人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要です。

そこで本キャンペーンでは、活動を通じた人と人とをつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成を行います。

2. 実施主体

社会福祉法人　北海道共同募金会

3. 助成事業の対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

※ただし、2025 年 9 月30日時点で完了している活動（事業）は対象外とします。

4. 応募の対象となる団体

・北海道内に所在（活動）する、社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体、NPO法人等の非営利団体（法人格の有無は不問）　※営利企業は対象外
・団体としての活動実績が１年以上ある団体であること
・団体名義の振込口座を持っていること
・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1　反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成の対象となる活動

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を対象とします。

《想定する事業例》

①孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業

・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業

②支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業

・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業

③物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業

・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

助成金対象経費

活動（事業）に要する経費を対象とします。

・消耗品費、備品費（食料品、日用品等）
・印刷製本費
・通信運搬費
・旅費交通費　等

※なお、審査において適正な金額と認められない場合、減額または対象外となる場合があります。

助成金対象外経費となるもの

・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費
（相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の手が届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費であれば対象となります）
・事業に係る人件費、謝金
・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費

・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または申請書の内容から当該経費の必要性が読み取れないもの
・費用の積算内訳が不明確であるもの
・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
・ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
・助成対象期間（2025年4月～2026年3月）外の活動に関する経費

6. 1 件あたりの助成金額

1 件あたりの助成金額は10万円以上とし、上限額は30万円とします。
（助成申請額は「万円単位」とします）
助成総額は180万円を予定しています。

7. 助成の決定

本会において申請内容を確認し、配分委員会により決定します。
審査の結果、不採択や申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 申請方法・結果通知

（1）申請方法・申請受付期間

以下（2）に記載の「申請書類」を申請受付期間内に北海道共同募金会へ郵送等にて提出してください。

■提出先
〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目1　かでる 2.7　4 階
社会福祉法人　北海道共同募金会

■申請受付期間　　2025 年 10 月 1 日（水）～2025 年10月31日（金）

（2）申請書類

・助成申請書
・定款もしくは会則および役員名簿
・令和 6（2024）年度の事業報告書および決算書
・令和 7（2025）年度の事業計画書および予算書
・団体の活動がわかる既存の資料（チラシ、パンフレット等）

（3）助成結果の通知・公表、助成金の送金

助成結果の通知・公表は2025年11月下旬頃、助成金の送金は2025年12月上旬を予定しています。

9. 助成決定後の留意点

(1)活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、『**「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」 の助成により活動しています。**』と法人や団体のホームページや SNS などで今回の助成金での取り組みについて発信してください。

(2)助成事業の変更・中止

申請時の事業内容に変更が生じた場合は、事業実施・完了前に当会へご相談ください。事前の相談なく事業内容を変更し事業実施ならびに完了した場合は、助成金を返還していただく場合があります。
また、やむなく事業を中止する場合においても、速やかに当会へご連絡ください。

(3)助成事業の完了報告

本助成金による活動の完了後、速やかに所定の「事業完了報告書」を提出してください。詳しくは助成金決定の通知にてお知らせいたします。
なお、報告内容に不備や不正等があった場合は、助成金を返還していただく場合があります。

10. 中央共同募金会への情報提供について

本助成金は社会福祉法人中央共同募金会が実施する「赤い羽根 ポスト・コロナ(新型感染症)社会に向けた福祉活動応援キャンペーン」に寄せられた寄付金を財源として実施します。
そのため、申請いただいた内容について、中央共同募金会と共有させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

11.問い合わせ・申請書送付先

本助成金についてご不明の点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 北海道共同募金会 (担当:大作(おおさく)・藤永(ふじなが))
〒060-0002
北海道札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる 2.7 4 階
電話 011-231-8000
E メール dokyobo@akaihane-hokkaido.jp